



(武契第 号)

係長	課長	部長
担当	担当	検査員

委託契約書

1 委託件名 _____

2 履行場所 武藏村山市

3 契約金額

(1) 支払総額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円

(2) 令和 年度支払額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円

(3) 令和 年度以降の各年度支払額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円

4 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 契約保証金

6 支払条件

設計に係る前払金 円

施工に係る前払金 円

施工に係る中間前払金 円

上記の委託について、発注者（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて裏面以降の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

ただし、本契約を電子契約にて締結する場合には、甲と乙は、本書の電磁的記録を作成し、それぞれ合意の後、電子署名の上、当該電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 武藏村山市

代表者 武藏村山市長 山崎 泰大

乙 住所

氏名

(総則)

第1条 乙は、別添仕様書等に基づき、関係法令を遵守し頭書の業務を契約期間内に完了させなければならない。

2 仕様書等に明記されていないものがあるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(包括的エネルギー管理計画書)

第2条 乙は、甲の指示により仕様書に基づいて、速やかに更新工事の設計書、施工図面、施工スケジュール、エネルギー削減量、維持管理計画、検証計画等を示した包括的エネルギー管理計画書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、乙が包括的エネルギー管理計画書を作成するに当たり、必要に応じて、乙の要求に基づき、所有している関連資料を提供する。

3 甲と乙は、第1項の規定に基づき提出された包括的エネルギー管理計画書を見直す必要が生じた場合、協議の上、その内容を変更することができるものとする。

(契約金額内訳書及び工程表)

第2条の2 乙は、この契約締結後14日以内に、契約金額内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 内訳書には、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費

(2) 設計、更新工事、工事監理及び会計年度ごとの維持管理に係る費用

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第3条 乙は、この契約の締結に当たり甲から事前に契約の履行保証措置を要しない旨の指示又は特に履行保証措置の指定がなされない限り、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。なお、第3号から第5号までに掲げる場合においては、それを証する証書又は証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確實と認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約金額の100分の10以上(地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により落札者を決定した場合にあっては、100分の20以上)(以下「保証の率」という。)としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額に変更前の保証の率を乗じて得た額に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、業務上知り得た秘密は、一切第三者に漏らしてはならない。

2 甲は、この契約により知り得た乙の秘密（乙が実施した更新工事等の内容、更新工事等で乙が設置した設備及びシステム開発並びに本委託業務の内容等に係る秘密をいう。）を他人に漏らしてはならない。ただし、乙が事前に了解した範囲内の内容に関しては、この限りでない。

3 前2項の規定は、本委託契約における委託期間終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。

(更新工事の施工等)

第6条の2 乙は、自己の負担において、契約初年度中に照明器具をLED化する更新工事を終了し、翌年度から当該更新工事によりLED化した照明器具の維持管理を行うものとする。

2 乙は、更新工事を行うに当たり、履行場所における甲の業務運営及び施設管理に支障を来さないよう十分注意するとともに、履行場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう配慮しなければならない。

3 乙は、主任技術者を設置し、工事期間中、当該者に更新工事の運営、取締りを行わせるほか、この契約に基づく乙の更新工事に係る一切の権限を行使させるものとし、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち主任技術者に委任せざ、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

5 乙は、更新工事の施工に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する一切の責任を負うものとする。

6 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

7 乙は、履行場所又は照明器具に緊急事態が発生したときは、これに対応するため、甲に通知した上で、履行場所内に立ち入ることができるものとする。

8 甲は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、乙の責めに帰すことができないものにより履行場所若しくは甲の既存設備に損害を生じ、又は履行場所の状態が変動したため、乙が更新工事を施工できないときは、更新工事の中止内容を直ちに乙に通知して、更新工事の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。

9 甲は、前項の規定によるほか、履行場所における甲の業務運営に支障があると認めるとときは、更新工事の中止内容を乙に通知して、更新工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。

10 第1項の規定にかかわらず、前2項の規定により更新工事の全部又は一部の施工を一時中止したときは、更新工事の終了日又は維持管理の開始日について、甲と乙が協議の上、これを変更することができるものとする。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は必要ある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は委託期間を変更する必要があるときは甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲と乙とが協議して定める。

（期限の延長）

第9条 乙は、その責めに帰すことができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲と乙とが協議して定める。

（損害の負担）

第10条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。

（前金払）

第11条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約初年度末を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、更新工事の設計に係る費用にあってはその10分の3以内（10万円未満の端数は切り捨てる。）、施工に係る費用にあってはその10分の4以内（10万円未満の端数は切り捨てる。）の金額を限度として、頭書の支払条件に定めた前払金の支払を甲に請求することができる。なお、更新工事の設計に係る費用及び施工に係

る費用は、原則として本委託に先立ち実施した公募型プロポーザルの企画提案書で提示された金額とする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

第12条 乙は、契約金額が著しく増額された場合において、その増額後の契約金額のうち、更新工事の設計に係る費用にあってはその10分の3、施工に係る費用にあってはその10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。なお、増額後の委託金額に占める更新工事の設計に係る費用及び施工に係る費用の割合は、本委託に先立ち実施した公募型プロポーザルの企画提案書で提示された割合と原則同等とし、それぞれの費用の詳細については甲と乙が協議して定める。

2 乙は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5を超えるときは、乙は、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲と乙とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

4 甲は、乙が第2項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第13条 乙は、委託期間が延長された場合は、甲がその必要がないと認める場合を除き、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証券を甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託期間が短縮された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

(前払金の使途制限及び返還)

第14条 乙は、前払金をこの委託業務に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。

2 乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。

3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第

8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を利息として支払わなければならない。

(中間前金払)

第14条の2 甲は、乙が中間前金払に係る認定を受け、かつ、保証事業会社と中間前払金に関し契約書記載の工期を保証期限とする保証契約を締結したときは、5,000万円を限度とし、乙の請求により、更新工事の施工に係る費用の10分の2以内の額(10万円未満の端数は切り捨てる。)を中間前払金として支払う。

- 2 乙は、前項の認定を受けようとするときは、あらかじめ甲に対して書面により認定の請求をしなければならない。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 4 乙は、第1項の中間前払金の支払を受けようとするときは、前項の認定結果の通知を受けた後(甲が別に中間前払金の請求時期を定めたときは、その時期)に、保証証書を甲に提出した上で、中間前払金の請求をしなければならない。
- 5 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の中間前払金を支払う。
- 6 第11条から前条までの規定は、中間前払金を支払った場合について準用する。

(施工の検査及び引渡し)

第15条 乙は、施工に係る業務が完了したときは、その旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は直ちに補正して、甲の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 補正が期間後であるときは、甲は第18条第2項の損害金を徴収する。
- 5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を甲に引き渡すものとする。

(維持管理の検査)

第15条の2 乙は、契約翌年度以降年度ごとに、維持管理に係る業務が完了した旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から10日以内に当該業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

(契約金額の支払)

第16条 乙は、前2条の規定による検査に合格したときは、甲に対して契約金額の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならな

い。

(契約不適合責任)

第17条 乙は、業務成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(損害金)

第18条 乙の責めに帰する事由により、期間内に委託業務を完了することができない場合において、甲が支障ないと認める期間まで業務を完成する見込があるときは、甲は、乙から損害金を徴収して当該期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、遅滞日数1日につき頭書の契約金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。

(甲の催告による解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき、又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第15条第3項の補正又は第17条第1項の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 乙の責めに帰する事由によらない近隣住民からの要望、及び行政手続きの不備等により事業の継続が困難と判断されるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第23条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (12) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 役員等が、自ら契約する場合において、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、自ら契約する場合において、イからホまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第19条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前2条（第19条第6号を除く。）の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第7号及び第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

- 第20条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等に伴う措置)

- 第21条 契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）、乙は、甲の承諾

を得た上で業務の履行が十分可能な新たな事業者に業務を引き継がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第19条第6号に掲げる事由によりこの契約を解除するときは、甲は、既履行部分の費用を乙に支払う。
- 3 乙は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し立てることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 6 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、第19条、第19条の2又は第19条の3第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第20条又は第23条の規定により契約が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(賠償金の予定)

第22条 乙は、第19条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第19条の2第10号に規定するもののうち、その命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合
- (2) 第19条の2第11号に規定するもののうち、刑法第198条の規定による刑が確定したものである場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が認める場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する額を超える場合においては、その超過額について賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、あらかじめ相当の期間において、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により業務の内容を変更したため、頭書の契約金額が3分の2以上減少したとき。

- (2) 第8条の規定により業務を一時中止したため、その中止期間が頭書の委託期間の2分の1以上に達したとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって乙が業務を完了することが不可能となったとき。
- (4) 甲の都合により履行場所の運営停止又は大幅な改造等が行われ、これによってこの契約における各種業務の提供が著しく損なわれ、かつ、乙に著しい損害が発生するとき。
- (5) 甲の責めに帰する事由により、業務の履行が不可能となったとき。

2 第20条第2項の規定は、前項の規定により乙がこの契約を解除した場合に準用する。

(相殺)

第24条 甲は、乙から取得することができる金銭があるときは、乙に対して支払うべき代金と相殺し、なお、不足があるときは、更に追徴するものとする。

(契約の効力)

第25条 この契約は、契約締結日からその効力を生じ、契約期間が終了した日に終了するものとする。

2 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名を行った日にかかわらず、契約書記載の契約締結日から効力を有する。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、第19条及び第19条の2に定めるもののほか、乙の破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、又は特別清算開始の申し立てがあったとき、その他銀行取引停止処分を受けたときは、この契約を終了させることができる。

(天災等)

第25条の2 天災等の甲又は乙のいずれかの責めに帰さない理由によりこの契約に基づく義務を履行できない場合は、甲と乙とが協議の上、次のいずれかによることとする。

- (1) 天災等による状況が改善されるまで、遂行不能になった甲又は乙の義務を一時停止し、この契約を有効なものとして継続する。
- (2) 甲又は乙が相手方に対しての義務を遂行することが不可能な事態においては、10日前までに甲は乙に乙は甲に書面をもって通知した上で、契約を終了する。

(紛争の解決)

第25条の3 この契約に関連する紛争が甲乙間に生じたときは、甲と乙は、協議の上、調停人複数名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図る。この場合、紛争処理に要する費用については、甲と乙とが協議して特別に定める場合を除き、調停人選任に係るものは、甲と乙の折半とし、他の費用は、甲と乙のそれぞれが負担する。

2 前項の規定によるあっせん又は調停により解決できない場合、民事訴訟法(平成8年法律第109号)又は民事調停法(昭和26年法律第222号)による訴えの提起又は調停の申立てについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲と乙とが協議して定めるものとする。